

熊本県近代公教育制度成立史補遺

堀 浩太郎

A Supplementary Study on the Process of the Establishment of the Public School System in Kumamoto Prefecture

Koutaro Hori

(Received September 1, 2000)

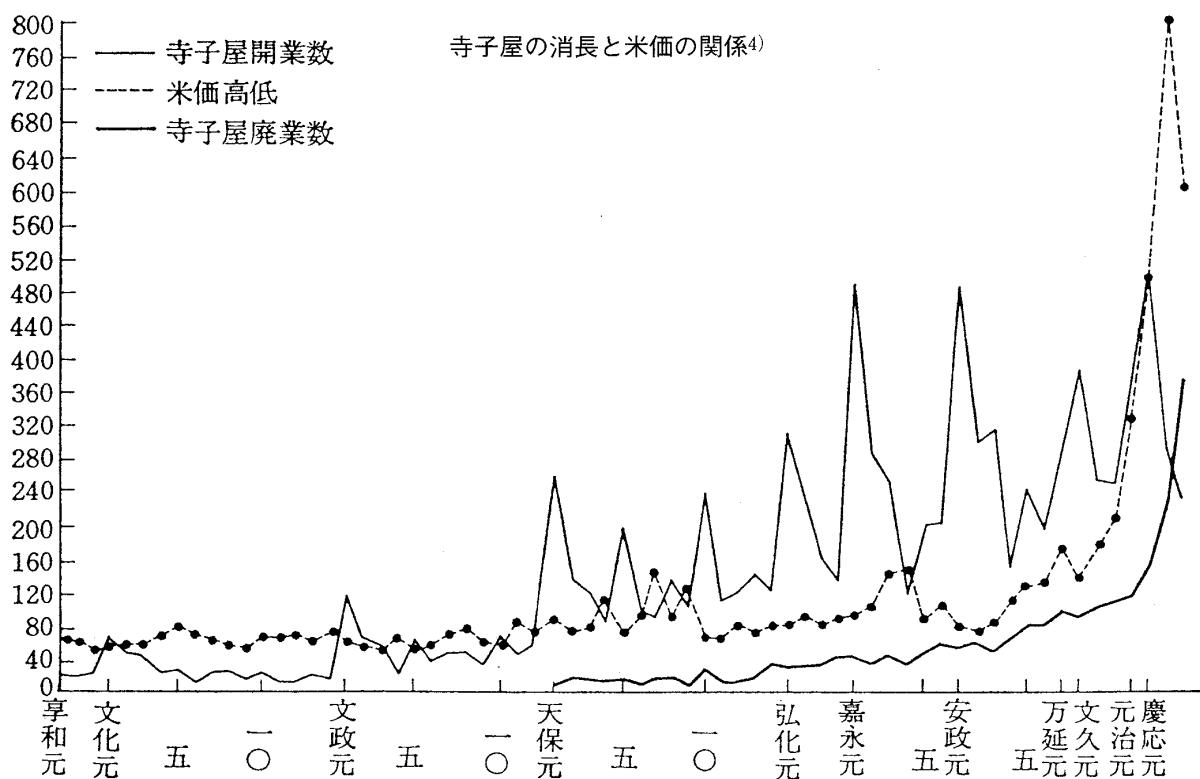
はじめに

筆者はかつて熊本県における近代公教育制度、なかでも小学校の設立・維持の動向を次の論文として明らかにしてきた。A「熊本県近代公教育制度成立史（I）」¹⁾は旧県庁文書を駆使して学制期の小学校の設立・維持政策を解析し、熊本県は家塾を基礎にしてそれを徐々に学制に則った小学校に整備していく方法を取っていたことを明らかにした。また、B「『学制』下の小学校と熊本師範学校」²⁾はある村における名望家の日記を分析することによりその村における小学校の設立・維持の具体像を明らかにした。しかし、明治5（1872）年8月頒布されたはずの学制序文及び学制が、いつ県下に示されたのか一部不明のままであった。なぜなら、Aで使用した旧県庁文書は当時熊本県が二つに分けられていた南半分一八代県のものしか存在せず、Bで使用した日記は名望家の記したものとはいえ彼が直接学事に関わっていなかったため、布達類の記録を留めていないからである。今回、これまでの不備を補う資料が見いだされたので、あらためて熊本県における学制期の小学校の設立・維持政策を明らかにするとともに、熊本県下各地に叢生してきた庶民の教育要求の一端を江戸時代まで遡りつつ明らかにすることを本稿の課題とする。

I. 近世後期の肥後藩における庶民教育

江戸時代は封建社会であるが、封建領主は支配地に住まず、城下に集住していた。支配地は村方三役などとよびならわされている庄屋・組頭・百姓代（肥後藩では、庄屋・頭百姓・村横目³⁾）を中心治められていた。それは、町に住む領主から村に住む彼らに「文書」を通して様々な指示がなされることを意味していた。ゆえに庄屋職を務めるためには文字の読み書きができなければならない。ということは、日本の農村ならばどこでも文字を自由に駆使できる層が一定程度存在していたといえる。もちろん、商人などいわゆる「商い」を生業とする人々は当然のことである。彼らは「読み・書き」のみでなく、「算盤」や様々な帳簿類も使いこなせなければならなかつた。しかし、一般の農民・職人は親や親方などにつきながら見よう見まねで仕事を覚えていくのである。これは、人類が誕生してから連綿と受けられてきた行為である。しかし、生産力の向上・商品経済の進展によって文字学習の必要性はますます高まっていった。そこで「文字学習」＝「手習い」を教える機関として寺子屋が登場するのである。

次に示す図は寺子屋の開廃業の推移を全国的規模で示した⁴⁾ものと、熊本県下の推移の図⁵⁾

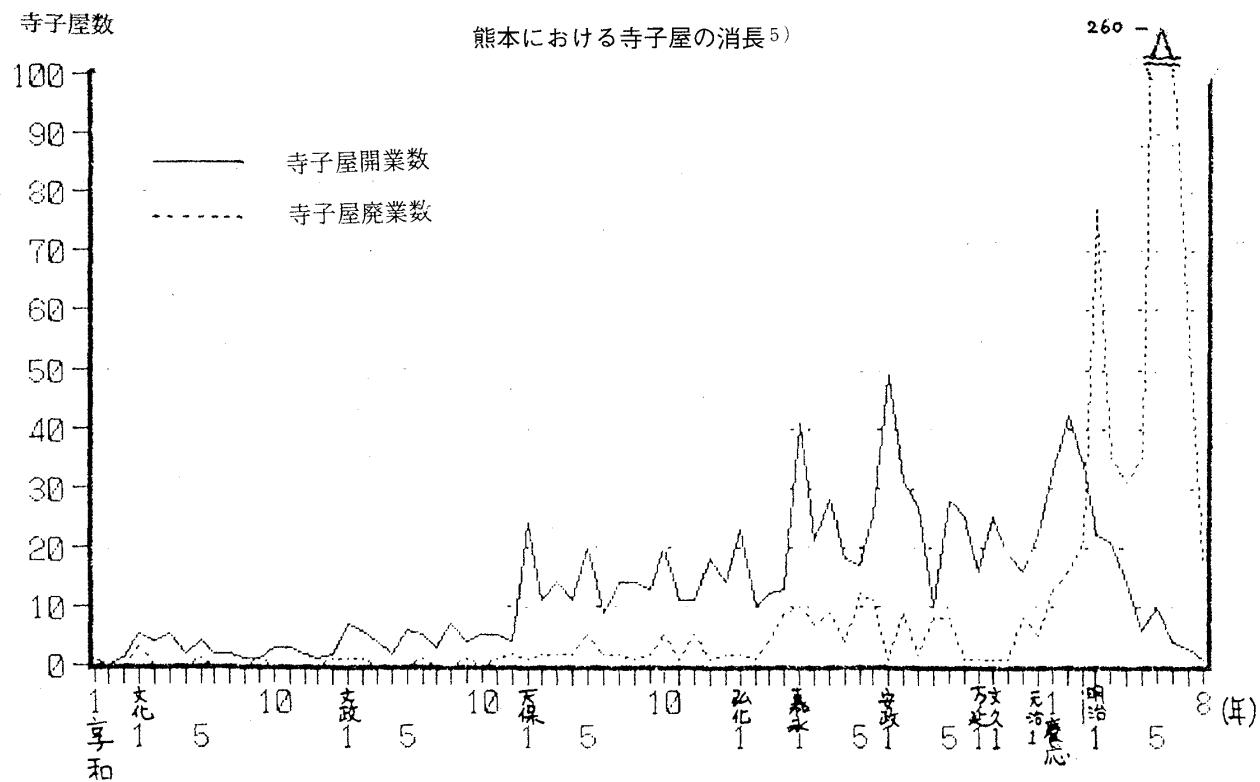


を対比させたものである。全国的動向と熊本県下の寺子屋開業の推移図を比べると驚くほど類似していることに気づくだろう。石川松太郎の研究⁶⁾によれば、全国的には年平均一桁の開業数が二桁になるのは天明期（12.6校）以降だが、文政期（1818－1829）の56.3校が天保期（1830－1843）には141.7校と激増するという。肥後藩でも次に示す文書が残されている。

口 達⁷⁾

（前略）

- 一 春御免御申渡之節庄屋頭百姓等に読聞せ候様可被申付候事
 - 一 御惣庄屋より毎年正月中村々打廻大村ハ枝村限り寄せ方いたし小前々々家内子供ニ至迄読聞せ得斗申諭五長之ものどもへハ尚以懇ニ申聞せ置候様尤右読聞せ相済候段ハ書付を以相達可被申候事
 - 一 村庄屋よりハ春秋之彼岸ニ打廻小前々々家内子供ニ至迄枝村限り寄せ方いたし御高札面を読渡し引続き右教諭書読聞候様尤讀聞せ相済候段ハ書付を以御惣庄屋より相達候様可被申付候事
 - 一 頭百姓江教諭書被渡置請持組限兼而右書付之主意小前々々家内子供ニ至迄能々合点いたし候様寄々申聞候様可被申付候事
 - 一 五長之ものよりハ右教諭書之主意を得斗呑込平日之出合も組合内話合候様可被申付候事
 - 一 村々ニ而手習師匠いたし候ものニ御惣庄屋より申談右教諭書手習子ニ読聞せ又ハ手本ニ認習せ候様可被申付候事
- 但右之通申談候而も教方雇兼候師匠ハ在中ニ而手習師匠いたし候之儀ハ難叶段も申聞置候様



この法令は文政5(1822)年5月に出されたが、同様の法令がこれ以降度々発せられている。法令の趣旨が「小前々々家内子供ニ至迄」徹底されるよう「読聞せ」という手法を用いている。文字の読み書きができない者までも周知徹底できるというわけである。それとともに、注目すべきことは、第6項目に庄屋等村役に課せられた同様の職務を「手習師匠」にも課していることである。しかも、「読聞せ」るばかりではなく、法令を教科書として使用するよう求めているのである。この職務が不充分とみなされれば、寺子屋営業も叶わなくなる場合もありうると。这一条が効果を發揮するには、前提として寺子屋が村々にかなり普及していかなければならないことになる。すなわち、この資料は文政期には熊本でも寺子屋がかなり普及していたことを物語るといえる。それにしても、この条文は100年前の享保7年將軍吉宗が『六諭衍義大意』を寺子屋の教材として刊行・普及させた事を想起させる⁸⁾。

もう一つ、肥後藩における寺子屋普及の一端を示す資料をあげよう。それは、『新熊本市史』所収の「詫摩本庄・田迎手永村々手習師匠名前、及び手習子供人數調⁹⁾ (文政10年) である。この資料掲載の手習師匠名は、寺子屋研究の基礎資料である『日本教育史資料』¹⁰⁾には全く収録されていなかった。煩瑣をさけて、資料の分析結果のみあげるならば以下のようになる。

この資料の書式は、「村名・手習子数(男女)・師匠名」の順に書き綴られており、寺子屋の規模(男女別寺子数)や師匠の身分が推測できる。詫摩郡本庄手永¹¹⁾では、22ヶ村中師匠数32人寺子総数303人(内女子は23人)である(但し、本庄村内堀切40人余を除く)。一寺子屋当たり平均9.47人(男女共)で、女子の通う寺子屋は全体の34.4%, その数は平均2.1人である。師匠名の肩書として「某々家来、帳書、御郡医師並某侍、御中小姓、御惣庄屋触、御直触、某々支配」や寺の名がみられるので、士族や村役人、僧侶などが教えていたものと考えられる。しかし、寺子は最大40人、最小1人と幅があり、一部を除き専業とするには程遠いものであつただろう。

同様に詫摩郡田迎手永をみると、16ヶ村中師匠数23人寺子総数202人(内女子は23人)であ

る。一寺子屋当たり平均 8.78 人（男女共）で、女子の通う寺子屋は全体の 43.5%，その数は平均 2.3 人である。師匠名の肩書として本庄手永に無いものを挙げると「庄屋代聞、某々浪人某々養子、一領一疋、会処詰、触組之組脇、足軽組某々弟」の名がみられる。こちらは、最大 32 人、最小 3 人の寺子数であった。両手永の寺子屋とも平均 9.13 人の寺子を擁しているのは全体の 45.46% となっている。城下に近い地域とはいえ、一村当たり 1.42 校の寺子屋が存在し、その内の 3～4 割の寺子屋は男女共通っていたことがわかる。

寺子の身分は、40 人余（男女共）を擁する本庄村内堀切小陳勝蔵寺子屋の但し書より一部が推測できる。それには「但，在宅人衆・町家子供迄ニ而，農家よりハ參不申候」とあることから、農民を除く士族・商人等の子弟が通っていたと考えられる。いわば武士の軽輩層が通う「私学学習所」¹²⁾ とはこのようなものを指していたのではないだろうか。一方、農民の子弟は村役人や郷士（一領一疋¹³⁾ など）、僧侶などの下へ通っていたものと推測できる。

元来、寺子屋などの教育機関は私的な存在であるが、町内当局者から手習師匠に謝礼が出された事例も見られ¹⁴⁾、藩の庶民教化施策ともあいまって、次第に「公」的な存在となる面も見られるようになったといえる。

II. 維新後、肥後藩の教育政策

肥後藩¹⁵⁾ は大藩であるが、維新変革の動きを正確に読み取れず、新政府の政策に追随する状態であった。なぜなら、藩の枢要を握っていたのは藩校時習館を中心とする守旧派の「学校党」であったからである。もちろん、江戸時代の商品経済の浸透は熊本にも当然及びさまざまな諸矛盾が起きていたが、体制を搖るがす程のものはなかった。これらの動搖を背景にして一定程度豪農層の勢力が伸張し、横井小楠らの「実学党」が生まれたが藩政のイニシアチブを握るには到らなかった。

明治元年末肥後藩は学校制度の改革に乗り出した。その史料を次に示す。

御国学校之義者、宝暦之御興隆、諸藩より則を取候程之御儀ニ而、叩々喙を入候儀者、奉恐入候儀ニ奉存候得共、時至而動キ、勢極而變するハ理之常ニ有之、如何ニ良法美事を言とても刻舟守様仕候様有之候而者、独り其益少而已ならず、却而弊害を招候事ニ御座候間、今度海内一変之機會ニ乗し、御国家御一新之御手初、人材御養育之御仕法より御手を被下度奉存候、右ニ付兼而勘考仕置候次第、此節御手を被下候見込、左ニ錄上仕候、

このような書き出しで始まる文書が明治元年 12 月時習館関係者から出された¹⁶⁾。国家（藩）の大変革時に必要な人材の養成を目的とした教育改革案である。この前文に続いて具体的な案が 5 項目提案されている。学校体系の頂点としての藩校時習館の改革はいうまでもなく、そこへ到る諸学校の新設・整備を提言しているのが注目される。すなわち、「一第一御府中を六郷ニ分チ、一郷毎ニ小学校御取興、八歳以上十四歳以下、一郷限師役申談、学業勿論風俗闘争之世話、御委仕被仰付候様（以下略）」¹⁷⁾ とあるように、城下を 6ヶ所に分けそれぞれに小学校を設立し、8 歳から 14 歳の子弟を入学させようとしていることが分かる。従来から時習館では 8, 9 歳以上の子弟から素読や書学を授けていた¹⁸⁾ が、入学希望者の増大等により組織的な教育を施す方法としてこのような改革案が提案されたものと考えられる。しかし、この「小学校」はあくまで熊本藩

士（下級武士を除く）を対象とするもので、2ヶ月後明治新政府が示した「府県施政順序」中の庶民を対象とする「小学校」とは全く異なるものであった。

この肥後藩の小学校設立・維持計画は、以下の通りである。

小学校大見直¹⁹⁾

一追廻辺 一ヶ所

但、山崎・下通丁辺出席

一草場丁辺 一ヶ所

但、上通丁・千反畑・建部辺出席

一坪井・京町之内 一ヶ所

但、坪井・京町・古京町辺出席

先右三ヶ所江御取建被 仰付，是迄之通，朝出・昼出繰り替出席仕候得者，習書百人程之由ニ而相治，句読間共ニ三間・梁拾五間位ニ而相済可申候，新規御取建ニシテ，大概一ヶ所ニ付百貫目と見廻し，三百貫目，右者，学校方集錢之内より御出方被 仰付度奉存候，右之通被 仰付候者，直ニ御作事所江積り方之達ニ可被及と奉存候事，

学校之儀，追々御建繼を茂被 仰付候処，出席之諸生年々相増，往々治り兼候見込候処，今度大身衆学問御倡，且科学御取興被 仰付候ハヽ，弥以御間所及不足候付，山崎・通丁・千段畑・内坪井・京町五懸りニ一ヶ所宛，小学校御取建出来次第，句読・習書引移被 仰付候様，時習館助教江御達，訓導，句読・習書師役中江致通達候様，被 仰付候而者，如何可有御座哉，

同時に6校の小学校設立は経済的にも困難なため、まず3校を設置し、不足分は一日二部制でのごうというものである²⁰⁾。句読用も兼ね習書生100人が一堂に会し学ぶ建物として、「三間・梁拾五間位」の規模の建物を考えていたようである。その費用は新規建設に百貫目程を想定し、「学校方集錢之内より」支出するというのである。すなわち、この小学校は「習書・句読」課程を中心とした初等段階の教育を担う学校で、藩校時習館同様その費用は藩の負担である。後段にもあるように、藩校への出席者の増大（上級藩士子弟を含む）・「科学」課程（後の洋学所—引用者注）の設置により時習館が手狭になるため初等段階の課程を分離したのである。

この一連の改革案は翌明治2年1月御用番から福田十郎右衛門宛に示されている²¹⁾が、実現したのは同年8月であった²²⁾。宇野家の記録によると、呼称を「郷学校」といい、城下の8ヶ所に設置され、いずれも職員として「句読習書斎長・句読師・習書師・世話役」が配置されている²³⁾。

以上見てきたように、肥後（熊本）藩の教育改革は人材養成を主眼として、初等段階から高等段階まで多岐にわたる改革を図った。就学者の増大に対処するため時習館の初等段階の階梯を分離独立し「郷学校」を設立し、洋学所を設置した。藩校教育の奨励策として、時習館への「三年間皆勤」には藩主からの賞与が与えられる一方、武術の免状目録を一定の数以上修得しなければ家督相続や出世ができないという硬軟両様の方法が取られた²⁴⁾のである。しかし、注意しておかなければならぬのは、これら一連の改革はあくまで「藩士」を対象とするものであったことである。他藩では能力のある者は中間・足軽などの軽輩層であろうと、あるいは士族以外の身分の者であろうと藩校への就学を許し幅広く人材の登用に腐心したが、熊本藩では身分意識が強いためかこのような動きは少なかったといえる。

明治3年5月藩知事が細川韶邦から護久に代わって、熊本藩は大変革を始めた²⁵⁾。大参事を初

めとする守旧派の学校党の人々が政権から一掃され、改革派の実学党政権が誕生したのである。実学党政権は、あらゆる面において思い切った諸施策を実施した。例えば、領主権力の象徴ともいえる熊本城の取壊しが提案され、雑税の撤廃や役人の公選など豪農・農民層の立場からの諸改革要求の一部が実現されたのである。別名「藩政の大崩壊」²⁶⁾ともいわれるほど大規模且つドラスチックな改革であったということができよう。

教育面でも大なたが振り降ろされ、時習館のみならず、再春館（医学所）、洋学所までもが同年7月9日付で停止となったのである²⁷⁾。時習館・郷学校は学校党の根城ともいえるもので、その停止措置は実学党政権にとっては当然の事であったろう。医学所・洋学所は新たに外国人教師を招聘して再興された²⁸⁾。

時習館などを「暫疊置」といっても「漢学の方は、多年の御奨励に依りて、今や家中に普及して居るから、師範家にも乏しくない。藩力を以て世話をせずとも、私に其々勉学することは出来る。」²⁹⁾との観点から、士席の子弟の教育機関の再興は望めなかった。そこで、各郷党は連毎に「私立学問所」を設立し、子弟の教育機関とした³⁰⁾。

一方、軽輩子弟は身分差が厳しかった事にもよるためか時習館へ行く者は当初から少なく、「私学学習所」に通った。ここでは、読書習字を学ぶ初等科から中等以上の学習をしていたという。先の時習館・郷学校が停止になった際、収容能力上の問題と身分差意識から士席の子弟がこの私学学習所に来ることは無かったという³¹⁾。

これら、私立学問所や私学学習所が、後に「私学私塾」として記録されることになったと思われる。『熊本県教育史』³²⁾によれば、維新期の私学の設立期はほとんどが明治3、4年に集中している。それは、この実学党政権のとった教育政策と大いに関係するといえよう。これらの私学私塾は、大半が「漢学」塾である。その点で前近代的性格を払拭しきれていないといえるが、「漢学」学習の成果が近代国家の人材養成の一翼を担ったことは指摘しておかなければならない。それは、庶民の多くが学んだ寺子屋での学習－「手習い」は「芸」でしかないが、「素読一儒学学習」は「学問」に通じるという指摘もあるからである³³⁾。

III. 学制頒布後の教育政策

明治4年7月廃藩置県断行により、明治政府は中央集権的国家体制をスタートさせた。同年文部省を設置すると翌5年8月2日太政官布告第214号いわゆる学制序文（被仰出書）及び学制を公布した。実際には、文部省が翌3日文部省布達第14号をもって全国に頒布したのである。

当時熊本県は、南北に二分され、北半分を白川県、南半分を八代県（天草郡を含む）と称していた。両県とも、明治3年以来の実学党政権であった。八代県では、この学制序文をはじめとする一連の文書が管内に通達されたのは、明治5年10月5日付であることはすでに述べた³⁴⁾。しかし、白川県はこの文書がいつ通達されたかは不明であった。今回、前田信孝³⁵⁾の『玉名市史』（未定稿）によって、その時期が確定できた。典拠は、現熊本県北部の旧玉名郡伊倉の名望家木下初太郎国均の残した手記類である。彼は総庄屋職を務めながら、寺子屋師匠後に学制下の小学校教員を歴任していることが日記等で確認できる³⁶⁾。史料³⁷⁾には、先ず「学制序文（明治5年壬申7月付）」を示し、次に「右之通り 人民一般末々ニ至迄厚く御趣意ヲ遵法し子弟ヲシテ学ニ就シメ候様精細告諭可致候也 明治六年五月 白川県權參事嘉悦氏房」と、学制の布達は明治6年5月であることがわかる。続いて、文部省達第13号（壬申7月付）を示し、「右之通達有之候

条私学家塾ヲ不論一旦悉令廃止候条此旨相達候也 但学制者学区取締江相渡置候也 明治六年五月 白川県権參事嘉悦氏房」と補足している。

学制では学校設立に当たって中小学区を設定しなければならない。その基準をめぐって佐賀県から第6大区管内11県（佐賀県を除く）に明治5年9月照会があった。八代県は適切な対応ができず、回答期限の2ヶ月後に提出したのに対し、白川県は期限までに提出していた³⁸⁾。翌明治6年1月八代県は廃され白川県に合併され、山田武甫参事・嘉悦氏房権參事体制となった。しかし、再度の佐賀県からの照会に対して、白川県は期限後2ヶ月してやっと回答するという状況であった³⁹⁾。明治6年以降県の分合はあったものの、県首脳部の政権交代があったわけでもないのに、なにゆえ学制実施に対してこれほど遅延したのかについては、目下のところ明らかにすることはできない。

続いて、県下初の中学校区分を、学区取締名とともに示した資料⁴⁰⁾を次に掲げる。

管内分テ七中学区トシ学区取締ヲ置之ヲ分管セシム

第一中学区	詫摩郡	右学区取締長 林 秀謙
第二中学区	山本郡 山鹿郡 菊池郡	合志郡
右		江上津直
玉名郡		
右		池辺辛太郎
第三中学区		
阿蘇郡		
右		林 章右
第四中学区		
上益城郡		
右		渡辺淑人
下益城郡 宇土郡		
右		渡並 鳩
第五中学区		
八代郡 葦北郡		
右		兼坂 肇
第六中学区		
天草郡		
右		坂井 等
第七中学区		
球磨郡		
右		菊池淡水

右之通候条興学之儀諸事学区取締と協議シ教育普及致候様一層尽力可有之也

五月 白川県権參事嘉悦氏房

戸長中

これによれば、県下を7中学区に区分し、学区取締名を示しているが、それにも学区取締の数が少なすぎて、どれほど実効性があるか疑問に思われる。実際中学区区分・小学区区分に則って小学校が設立されるのは、明治7年6,7月以降のことである。この文書の記録者木下初太

郎が関わった苟新舎の開業願書（明治6年10月）中、第一項の「私学位置」には「第五大学区白川県管下玉名郡二十六大区六小区伊倉町苟新舎と唱フ」⁴¹⁾とあり、中小学区の番号が記載されていない。これに対し、翌7年10月申請のあった蓮台学校は「一、公学位置 第五大学区白川県管下第二大区飽田郡十小区第十二番中学区百四十九番蓮台寺村蓮台寺学舎」⁴²⁾とあり、大区小区のほかに中小学区番号も記載してある。

この木下初太郎の記録で注目したいのは、次の記載⁴³⁾である。

今般学制ニ基キ小学教則別冊之通文部省伺之上確定致候間私学家塾等開業致度者ハ右之教則ヲ遵守シ別紙雛型之通相認更ニ可願出候也

明治六年五月 白川県権參事嘉悦氏房

小学教則

第一章 △

小学分テ上下二等トス下等ハ六歳ヨリ九歳ニ至リ上等ハ十歳ヨリ十三歳ニ至ル上下合テ在学八年

但今日十歳以上ニテ入学ノ者ハ必下等ヲ経テ上等ニ進ムヘン在学ノ長短ハ進業ノ遅速ニヨル

第二章 △

上下等各分テ八級トス每級六ヶ月ノ習業ト定メ始テ学ニ入ル者ヲ第八級トシ次第二進テ第一級ニ至ル

第三章 △

毎級六ヶ月ノ末ニ於テ試験ノ法ヲ行ヒ之ヲ進級セシム学業未塾ノ者ハ尚三ヶ月前科ヲ温習セシム 若三ヶ月以内ニテ卒業ノ者ハ三ヶ月ノ末ニ於テ試験ヲ行ヒ進級セシム

第四章 △

課業时限ハ一日五時間トス

第五章 △

毎月一六ノ日ヲ休暇トス

第六章 △

下等小学校授業方左ノ如シ

○第八級

習字

片假名平仮名読字楷法五画以下ヲ授ク生徒ノ等級ニ従ヒ其席ヲ定メ教師巡回シテ之ヲ親示ス

単語

単語篇ヲ用ヒ是ヲ掛板ニ記シ生徒一組ツ、整列セシメ教師訓読ヲ高唱シ生徒一同是ニ準唱セシメ而後ニ意義ヲ綴ク但毎日前日綴ク分ヲ塾記シ来ラシメ一名ツ、清誦セシム若前者失記スレハ後者ヲシテ誦セシメ後者能記スレハ直ニ前者ノ上ニ班セシム名札ヲ設日々之ヲ上下シ生徒ヲ鼓舞勵励ス

但単語ヲ授ル前ニ片仮名平仮名ヲ掛板ニ記シ授クヘシ

数学

和漢法兼用ユ

修身学

勸孝邇言ヲ用ヒ一句ツ、訓読ヲ授ケ而後ニ意義ヲ講授ス

○第七級

習字

漢字楷法六画以上ヲ授ク

単語

続単語篇ヲ用ユ

数学

前ニ同シ

読本

童蒙読本ヲ用方修身学ニ同シ

○第六級

習字

前ニ同シ

単語書取

教師単語ヲ

数学

前ニ同シ

読本

童蒙読本ヲ用方修身学ニ同シ誦シ生徒ヲシテ之ヲ記セシメ而後教師之ヲ掛板ニ記シ生徒ヲシテ照シ正サシム

数学

前ニ同シ

読本

前ニ同シ

修身学

童蒙教草ヲ用ユ方前ニ同シ

○第五級

習字

行法ヲ授ク

単語書取

前ニ同シ

数学

前ニ同シ

地理学

日本国尽ヲ用ユ方読本ニ同シ兼テ日本図及日本地図カルタヲ用ヒ之ヲ講熟セシム

修身学

前ニ同シ

○第四級

習字

前ニ同シ

数学

前ニ同シ

地理学

前書及世界国尽ヲ用ユ兼テ世界図及世界図カルタヲ用ヒ之ヲ講熟セシム
修身学

前二同シ

○第三級

習字

楷法片仮名交リノ文ヲ授ク稍字形ヲ小ニス

数学

前二同シ

理学

究理図解ヲ用ユ

書牘

十二帖及日用短文ヲ授ク

養生法

啓蒙養生訓ヲ用ヒ教師縷々講述ス

○第二級

習字

行草平仮名交リノ文ヲ授ク

数学

前二同シ

理学

道理図解ヲ用ユ

読本

西洋新書ヲ用ユ

書牘

日用文諸証文ヲ授ク

養生法

前二同シ

○第一級

習字

前二同シ

数学

前二同シ

読本

前二同シ

書牘

前二同シ

養生法

前二同シ

緒科温習

既ニ学フ所ヲ挙テ温習セシム

右卒業大試験ヲ経テ上等小学ニ入ル落第生ハ尚六ヶ月第一級テ置^{マサ}

第七章 △

上等小学授業方左ノ如シ

(以下略)

史料の引用がやや長くなつたは、この小学教則が白川県下で初めて出されたもので、これまでどこにも紹介されてこなかつたものだからである。第一章から第五章までは就学年齢・等級編成・課業時間・休暇等に関する規定である。第六章は、下等小学の「教授方」として、第八級から第一級までの教授内容（教科書名を含む）・教授方法を列記したものである。特徴として、とてもシンプルな教科内容といえる。第6級までは基本的に3R'sに修身を加えたものである。第5級より地理学、第3級より理学・養生法が加わるといった程度である。師範学校が作成した「下等小学教則」に準拠して翌年4月白川県が改正した教則⁴⁴⁾と比べるとよくわかる。

もう一つ注目すべきは、第8級「修身学」の教科書として『勸孝邇言』があげられていることである。この書は、元宇土藩士上羽勝衛が明治6年東京大觀堂から出版した⁴⁵⁾もので、仲新によれば「上篇は六諭大意により孝道の梗概を述べ下篇は孝行の例話」⁴⁶⁾という内容である。当時上羽は県の学務担当官として八面六臂の活躍をしていた⁴⁷⁾事も、この書の採用に関係していたと考えられる。

明治6年半ばになっての学制の布告という事態—近代学校の設立遅進を、この小学教則によって挽回しようと白川県は考えたのではないだろうか。教育内容は、「読み・書き・算」の3R'sであるし、修身書は箕作麟祥訳述『泰西勸善訓蒙』などの翻訳書ではなく、旧来の教訓書と同類であり、寺子屋などの教育内容とそれほど差異は感じられない。寺子屋から小学校へ移行するハードルを低くしたともいえる。前出の苟新舎では開業願書提出後11月10日より、新学則による教授が開始されたことが木下初太郎の日記に記載されている⁴⁸⁾。

おわりに

近世後期以来着実に伸びてきた庶民階級の教育要求の一端を、寺子屋の普及という形で見てきた。文書による支配機構の確立さらには商品経済の進展により、一層庶民の「手習い」要求は高まってきた姿を、文政期の「詫摩本庄・田迎手永村々手習師匠名前、及び手習子供人數調」によって示した。藩も寺子屋の一定程度の普及を前提として、法令を寺子屋の教材として使用するよう求めるまでになった。寺子屋はもはや私的な存在ではなく、公的な性格を持ちつつあったといえる。

幕末維新期の教育改革は、それぞれの藩の存亡を賭けて大規模に行われたが、肥後藩は学校党のもと士席格レベルの教育改革にとどまり、実学党政権下ではそれらの拠り所であった藩校時習館を初めとする諸教育機関が廃止された。それゆえ、それを補うべく多くの私塾・私學が明治3,4年以降叢生した。

学制発布以降、熊本における近代学校の進展は早いとは言い難い。その一因として学制の布達が白川県では、明治6年5月であったことが指摘できる。八代県は前年の10月に布告しているが、経済的な問題等もあり、白川県と同様それほど進んでいるとは言い難い。しかし、寺子屋師匠の近代学校教師への転換の事例⁴⁹⁾を見るならば、幕末維新期の寺子屋・私塾等の存在は、まさしく

近代学校を一面では支えた点を黙過することはできない。

註

- 1) 拙稿『熊本大学教育学部紀要』第35号、人文科学、1986年
- 2) 拙稿『市史研究くまもと』第2号、1991年
- 3) 城後尚年「村の生活・町の生活」「新・熊本の歴史」編輯委員会編『新・熊本の歴史』5近世（下）熊本日日新聞社、1980年、124頁
- 4) 石川松太郎『藩校と寺子屋』教育社、1978年、149頁
- 5) 森永憲二「熊本における寺子屋の一研究」1986年（熊本大学教育学部卒業論文）。熊本県下の寺子屋研究として前記森永論文のほかに、次のものがある。水野公寿「庶民教育の普及」、熊本近世史の会『年報熊本近世史 昭和六十年度 熊本近世史論集』1986年
- 6) 石川松太郎『前掲書』、146-148頁
- 7) 「井手文書」文政5年5月、熊本大学蔵
- 8) 石川松太郎『前掲書』、143-144頁
- 9) 新熊本市史編纂委員会編『新熊本市史』資料編 第三卷 近世I、1994年、981-985頁
- 10) 文部省『日本教育資料』九、1892年（但し、1904年再版使用）
- 11) 手永とは、肥後細川藩の支配機構の一部で、郡と町村との間に置かれた中間的支配単位の称である。普通一郡に3～4置かれた。前田信孝「郷備金の研究覚書」『市史研究くまもと』第八号、1997年、44頁及び画津町史刊行会『水郷画津の歴史』84頁
- 12) 宇野東風『我觀熊本教育の変遷』第一書房、1983年、44頁。原本は、大同館書店、1931年刊。
- 13) 肥後藩では、裕福な農民が藩に献金し、農民とは別格の下級武士的な地位を与えられた。それを、「地士」「一領一疋」「金納郷士」と呼んだ。前掲『水郷画津の歴史』136-142頁
- 14) 『肥後川尻町史』青潮社、1980年、791-792頁
- 15) 従来の肥後藩から「熊本藩」の呼称に変わったのは、明治2年6月藩主細川韶邦が「熊本藩知事」に任命されてからのことである。
- 16) 「学校帳」（慶応四年）。『新熊本市史』史料編 第三卷 近世I、1994年、986頁。この史料には見出しが付かないが、市史では「学校教育仕法の伺書」の表題を付けている。読点は『新熊本市史』によった（以下、同様）。
- 17) 同上書、986頁
- 18) 「学校方格帳」（宝暦四年）。同上書、928-929頁
- 19) 前掲「学校帳」、同上書、987-988頁
- 20) 宇野東風は、『前掲書』に、「時習館の二部教授」という項を設け、「其（時習館－引用者注）廃校前、余が昇校する時代は、初等学生に限りて、二部教授を用ひてあつた。近年各小学校で、始めて二部教授が起つたと思ふ人もあるが、時習館では、既に早くから其法を取つて居つた。」と述べている。
- 21) 前掲「学校帳」、前掲『新熊本市史』988-989頁
- 22) 宇野東風『前掲書』13-14頁。『改訂肥後藩国事史料』卷十 1937年、144-146頁
- 23) 前掲『改訂肥後藩国事史料』。城下8ヶ所の郷学校名は、山崎郷学・通町郷学・千反畠郷学・内坪井郷学・宇土小路郷学・古京町郷学である。
- 24) 宇野東風『前掲書』6-8、12-13、32頁
- 25) 森田誠一・花立三郎・猪飼隆明『熊本県の百年』山川出版社、1985年、12-21頁
- 26) 宇野東風『前掲書』41-43頁
- 27) 同上書、42頁。前掲『改訂肥後藩国事史料』卷十によれば、時習館居寮・洋学所・再春館居寮が「御差置」に付き、これらの機関の教員をはじめ関係者は免職となった旨記録されている。ちなみに、この資料では日付が「七月八日」となっている。561-563頁
- 28) 医学校はオランダ軍医セグ・ファン・マンスフェルトを招いて明治3年10月開院式をあげた。洋学校も同年11月再開されたが、アメリカ退役士官L.L. ジェーンズが着任したのは翌年8月のことであった。宇野東風『前掲書』44～57頁。『熊本県史』近代編I、1961年、675-684頁
- 29) 宇野東風『前掲書』44頁
- 30) 同上書、76-84頁
- 31) 同上書、33-37、44、76頁
- 32) 熊本県教育会『熊本県教育史』上巻、1931年、208-211頁

- 33) 高井浩『天保期、少年少女の教養形成過程の研究』河出書房新社、1991年、125-133頁
- 34) 拙稿「熊本県近代公教育制度成立史（I）」243頁。新たに八代県管轄第176区戸長の『御用触写帳』（明治5壬申9月ヨリ）にも、10月付で八代県天草出張所からの同文書が記されている。
- 35) 前田信孝『玉名市史』（教育編）
- 36) 前掲『日本教育史資料』によれば、木下初太郎は伊倉南方村で文政5年より明治5年まで約50年近く寺子屋を開業しており、男子生18人に習字を教えていたとある。
- 37) 木下初太郎「耳之底 萬延元年6月起筆」
- 38) 拙稿「熊本県近代公教育制度成立史（I）」244-245頁。佐賀県庁文書「府県往復 明治5年7月以後6年ニ至 第五課」によれば、
今般学制御確定ニ相成中学区以下区分之儀ニ付御駆合之趣致承知當県管内戸數人員等別表一枚差進申候且中学区之儀來意之通他県ニ涉り候而ハ諸事往々不都合ヲ生シ可申仮令小異同有之候而も一県限相定候方法同意ニ候様尚法商量可修候最前以差越候表案致□□候也
壬申九月十九日 白川県
とあり、期限の一日前に回答している。この資料は、佐賀大学教授馬寛信氏より提供していただいたものである。
- 39) 前掲拙稿、245頁
- 40) 木下初太郎「前掲史料」
- 41) 木下文庫「諸達控（木下初太郎辞令関係）」
- 42) 前掲拙稿「『学制』下の小学校と熊本師範学校」、80-81頁
- 43) 木下初太郎「前掲史料」
- 44) 前掲拙稿「熊本県近代公教育制度成立史（I）」252-253頁
- 45) 発行は「明治六年仲春」とある。全32丁
- 46) 『近代教科書の成立』（教育名著叢書①）日本図書センター、1981年、238、255頁
- 47) 前掲拙稿「熊本県近代公教育制度成立史（I）」248頁
- 48) 木下初太郎「明治6癸酉歳日記 木下国均」
- 49) 木下初太郎の例。ほかに、「筆子塚」を建てられ顕彰された例をあげよう。熊本市松尾町岩戸にある秋山の墓は、竿石だけでも一五〇ヶもある。表面には「明治十六年 門人中 新飯元天真院篤純顕功居士 未八月六日 秋山寿斎」と刻んである。秋山は、旧飽田郡平山村に明治初期寺子屋を開業しており、学制発布に伴う学制改革により「靈巖校」の初代教員を務めたといわれる。この碑文中の門人には、学制下の小学校で教えを受けた人々も含まれているだろう。森永憲二「前掲論文」より。